

家畜遺伝資源に関するガイドライン

令和３年３月
農林水産省

目次

はじめに	1
I. 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律を制定した背景	2
II. 家畜遺伝資源について	3
1. 「家畜遺伝資源生産事業者」について	3
2. 「業として譲渡し、又は引き渡し」について	3
3. 「特定家畜人工授精用精液等」について	4
4. 「契約・・・に関する制限を明示」について	4
III. 「不正競争」の対象となる行為について（総論）	7
1. 概要	7
2. 各行為（「取得」、「領得 ^{りょうとく} 」、「使用」、「生産の用に供し」、「譲渡」、「引き渡し」、「輸出」） の対象について	7
3. 「取得」について	8
4. 「領得 ^{りょうとく} 」について	8
5. 「使用」、「生産の用に供し」について	8
6. 「譲渡」、「引き渡し」、「輸出」について	9
IV. 不正取得類型について	10
1. 概要	10
2. 「人を欺き、・・・窃取する行為」について	10
V. 不正領得 ^{りょうとく} 類型について	12
1. 概要	12
2. 「その管理の・・・占有する他人の」について	12
VI. 契約外不正譲渡等類型について	14
1. 概要	14
2. 図利 ^と 加害 ^り 目的 ^{かがいもくてき} について	15

Ⅶ. 転得類型について	17
1. 概要	17
2. 「不正取得行為」及び「不正領得行為」の転得者類型（法第2条第3項第3号）	18
3. 「契約外不正譲渡等行為」の転得者類型（法第2条第3項第5号）	18
4. 「悪意・重過失」についての考え方	18
Ⅷ. 派生物譲渡等類型について	22
1. 概要	24
2. 一次派生物について	24
3. 二次派生物について	25
おわりに	27

はじめに

令和2年4月に成立した「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」は、家畜改良実務者、弁護士等から構成された和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会（以下「検討会」という。）において、「和牛改良関係者のみならず、関係省庁、法曹実務家、知的財産に関する専門家等を交え議論し検討すべき」との指摘を受け、和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会（以下「専門部会」という。）の議論を踏まえて制定したものである。

本法の保護対象である「家畜遺伝資源」の範囲の設定や「不正競争」の類型化に当たっては、専門部会における「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護の在り方について（中間とりまとめ）」（令和2年1月）において、取引の安全に加え、現場の流通・利用実態等を勘案する必要があることが指摘された。本ガイドラインは、特に「家畜遺伝資源」や「不正競争」について、具体例を示しながらその趣旨を整理するために策定したものである。

なお、本ガイドラインは、家畜遺伝資源の定義や不正競争に該当する要件等について、一つの考え方を示すものであるが、法的拘束力を持つものではなく、当然のことながら、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に関する個別事案の解決は、最終的には、裁判所において、個別の具体的状況に応じて、他の考慮事項とともに総合的に判断されるものである。

また、本ガイドラインは、本法の施行後の運用を見つつ、適時適切に見直しを行ってまいりたい。

I. 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律を制定した背景

家畜の改良は、優秀な形質を有する個体の交配・選抜を繰り返し、より能力の高い家畜を生み出していくプロセスである。家畜の改良プロセスを通じて、選抜された家畜に由来する精液及び受精卵（以下「家畜遺伝資源」という。）を用いて生産される家畜に優秀な形質が遺伝し、肉質等の点で品質上の差別化を図ることができるという点で、家畜の改良は、家畜遺伝資源に優秀な形質の媒体としての価値を付加させていくという畜産関係者による事業活動とすることができる。特に、昨今は種畜候補の選定を効率的に行うことが可能になるなど技術の発展も相まって、和牛肉の肉質等が益々向上した結果、世界的に高い評価を得るに至ったところ。このような畜産関係者の事業活動により付加価値の高まった家畜遺伝資源は、知的財産としての価値を有しているということができる。

しかしながら、知的財産としての価値を有している家畜遺伝資源は、小型のストロー容器に封入されているため、持ち運びが容易であることもあり、不正な取得や転売に端を発する輾転流通が可能であるという性質上、詐欺等の手段による不正取得や契約により付された制限の範囲外への不正流出が懸念される。一旦このような不正流出が起きると、容易に家畜遺伝資源が不正に利用され、不正を犯した者や転得者による家畜の子孫の繁殖という再生産が可能となり、生産者にとっては多大な時間と労力がかかる改良のプロセスを経て家畜遺伝資源に価値を付加したにもかかわらず、それに要した投資を回収することができなくなる等の不利益が及ぶこととなる。投資回収が困難となると、更なる改良のインセンティブが失われ、ひいては畜産業の発展にも重大な支障を来すおそれがある。

このような不利益を回避し、家畜の改良に要する投資を保護し、家畜遺伝資源の生産事業者の利益の保護や公正な競争を確保するためには、家畜遺伝資源の不正取得等に対して、差止請求等の適切な救済措置が可能となる制度を創設する必要がある。現に、平成 30 年 6 月に中国への精液及び受精卵の不適切な流出等の事案が発生したことを受け、家畜遺伝資源に係る不正行為に対する厳罰化についての社会的要請も高まった。

このため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号。以下「法」という。）において、契約等によりその使用者の範囲や使用目的に制限が明示された特定家畜人工授精用精液等を「家畜遺伝資源」として定義し、「家畜遺伝資源」の不正取得、^{りようとく}領得、使用等の成果冒用行為を不正競争として位置づけ、民事上の差止請求等の対象とするとともに、「不正競争」のうち、特に悪質性の高い行為については刑事罰の対象としている。

Ⅱ. 家畜遺伝資源について

第二条 この法律において「家畜遺伝資源」とは、家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項に規定する特定家畜人工授精用精液等をいう。）であつて、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省令で定める行為によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したものをいう。

※ 各要件の該当性は、問題となる不正競争が行われた又は行われる時点で判断される。

1. 「家畜遺伝資源生産事業者」について

第二条

2 この法律において「家畜遺伝資源生産事業者」とは、家畜遺伝資源の生産の事業を行う者をいう。

家畜の改良への投資のインセンティブを保護する観点から差止請求権等を措置している本法の趣旨に鑑み、不正競争行為に対する差止請求権等を有することとなる「家畜遺伝資源生産事業者」については、家畜の改良に取り組み、家畜遺伝資源を生産し、かつ、生産した家畜遺伝資源を販売するなどして事業活動を行う都道府県や民間の家畜改良事業者等を想定している。

このため、精液や受精卵を自ら生産しない、販売のみを業務とする家畜人工授精所や精液や受精卵を利用する畜産農家はその対象とはならない。

2. 「業として譲渡し、又は引き渡す」について

家畜遺伝資源を生産し、反復継続的に管理委託や譲渡等（以下「譲渡等」という。）をしている場合、又はまだ実際には譲渡等していない場合であっても、その後反復継続して譲渡等する意思が認められるものであれば、本要件に該当する。このため、事業として譲渡等している場合は基本的には本要件に該当するものと考えられる。

＜「業として譲渡し、又は引き渡す」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜遺伝資源生産事業者が繰り返し精液・受精卵の譲渡等を行っている場合（多数の家畜人工授精所に対し、それぞれ一回ずつ譲渡等している場合を含む。）

家畜遺伝資源を無償で提供する場合であっても、反復継続的に行われている行為の一環と評価できるのであれば、「業として譲渡し、又は引き渡す」の要件に該当し得る。ただし、このような場合であっても、差止請求（法第3条）及び損害賠償請求（法第4条）の「営業上の利益を侵害され」や「侵害されるおそれがある」といった要件を満たさない場合がある。

また、「譲渡し、又は引き渡す」について、本法で捉えるべき不正競争は、所有権の移転のみでは足りず、現実的な物の支配を伴うことが必要であることを踏まえ、「譲渡」を所有権の移転、「引渡し」を占有の移転とする一般的な定義とは異なり、後述するように、本法における「譲渡」を家畜遺伝資源の現実的支配とともにその所有権を他人に移転する

行為（自主占有）、「引渡し」を所有権の移転を伴わない家畜遺伝資源の現実的支配を移転する行為（他主占有）とした上で、本法の保護の対象となる「家畜遺伝資源」の定義に該当するための要件として「譲渡し、又は引き渡す」を規定したところ。

3. 「特定家畜人工授精用精液等」について

「特定家畜人工授精用精液等」は、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 32 条の 2 第 1 項において、精液等の適正な流通を確保できなければ、家畜改良事業者のみならず、農家を含め畜産業界全体に大きな損失が生ずることが予想される等といった高い経済的価値を有することなどの事由により、特にその適正な流通を確保する必要があるものとして農林水産大臣が指定する家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を指す。

特定家畜人工授精用精液等として、別途告示において、(1)黒毛和種、(2)褐毛和種、(3)日本短角種、(4)無角和種、(5)(1)～(4)の品種間での交雑種の家畜人工授精用精液及び受精卵が指定されている。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）

第三十二条の二 農林水産大臣は、高い経済的価値を有することその他の事由により特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を、特定家畜人工授精用精液等として指定することができる。

＜特定家畜人工授精用精液等＞（令和 2 年農林水産省告示第 1829 号）

家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の農林水産大臣が指定する特定家畜人工授精用精液等は、次に掲げる品種に該当する牛の家畜人工授精用精液及び家畜受精卵とする。

- 一 黒毛和種
- 二 褐毛和種
- 三 日本短角種
- 四 無角和種
- 五 第一号から第四号までに掲げる品種間の交雑の品種
- 六 第一号から第五号までに掲げる品種と第五号に掲げる品種との交雑の品種

4. 「契約・・・に関する制限を明示」について

家畜遺伝資源生産事業者における特定家畜人工授精用精液等に係る知的財産としての権利は、自動的にすべからず保護されるのではなく、特定家畜人工授精用精液等が家畜遺伝資源生産事業者の意図しない利用により再生産されることにより、自身が不利益を被ることで知的財産としての権利が侵害され、家畜の改良に要した投資を回収出来ずに事業継続に支障が生ずることを回避するため、家畜遺伝資源生産事業者自らがその使用方法を管理するなどの取扱をしている家畜遺伝資源のみが保護されることが適当である。

このため、本法の保護対象となる「家畜遺伝資源」の要件として、契約等により、その使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示していることを規定している。

(1)「契約その他農林水産省令で定める行為」について

① 契約

「契約」は、一般的には特段の様式に限定されず、当事者双方の意思表示の合致のみにより成立する。

本法における「契約」もこのような契約を想定しているため、仮に口頭契約によって、使用目的や使用範囲の制限をしている場合であっても、当事者双方の意思表示の合致が認められれば、「契約」の要件に該当し得る。しかし、訴訟において「契約・・・に関する制限を明示」したことを立証することを容易にする観点から、明文化することが望ましいと考えられる。

② 「その他農林水産省令で定める行為」

精液等が窃取などにより、第三者への提供や特定の目的外への利用の禁止等の制限を課す契約が締結される前に不正取得される場合も考えられることから、このような場合の不正取得者やこの不正取得者から当該精液等を転得した者等についても本法の対象とする必要がある。

このため、家畜遺伝資源生産事業者が当該家畜遺伝資源を譲渡等する際に使用者の範囲や使用目的について管理する意思があり、このような家畜遺伝資源生産事業者の意思を第三者が認識できるようにする行為を、契約に準ずる「その他農林水産省令で定める行為」として規定することとした。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律施行規則（令和2年農林水産省令第65号）

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律第二条第一項の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 業として行う当該特定家畜人工授精用精液等の譲渡又は引渡しに係る契約の内容とすることを目的として準備した条項（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項に規定する定型約款の個別の条項を含む。）であって、当該特定家畜人工授精用精液等を使用する者の範囲又はその使用の目的を制限するものをインターネットの利用その他の適切な方法により公表する行為
- 二 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十三条第四項の規定により添付された家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書に表示する行為
- 三 特定家畜人工授精用精液等（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定により指定された特定家畜人工授精用精液等をいう。）を収めた容器に、その使用する

者の範囲又はその使用の目的に関する制限があることを表示するものとして需要者の間に広く認識されている文字、図形若しくは記号又はこれらの結合を表示する行為

なお、省令第3号「特定家畜人工授精用精液等…これらの結合を表示する行為」の「その使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限があることを表示するものとして需要者の間に広く認識されている文字、図形若しくは記号又はこれらの結合」については、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行について」（令和2年9月30日付け農林水産省生産局通知2生産1104号）の通知において、国外利用禁止を表す表示事項は全角又は半角の（R）である旨示しており、同通知は各都道府県の畜産関係者に広く周知されるとともに、農林水産省のホームページにおいて公表している¹。

＜「その他農林水産省令で定める行為」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 業として特定家畜人工授精用精液等の譲渡又は引渡しを行う家畜遺伝資源生産事業者が、当該特定家畜人工授精用精液等の使用者の範囲等を制限する条項を含む定型約款（民法第548条の2第1項）をあらかじめ自社のホームページ等に掲載する行為
- ・ 家畜人工授精用精液証明書等に使用者の範囲等の契約上の制限を表示する行為
- ・ 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器（ストロー）に、使用者の範囲又は使用目的を国内に限定する制限が当該特定家畜人工授精用精液等に課せられているものとして周知されている略称「(R)」を表示する行為

（２）「その使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示」について

本法は、家畜遺伝資源の利活用による家畜改良の推進と、家畜遺伝資源生産事業者における家畜遺伝資源に係る知的財産としての権利の保護という二つの社会的要請の両立を図るものである。

このためには、家畜遺伝資源生産事業者の知的財産権の保護のために、家畜遺伝資源を利用した家畜改良を制限する範囲をあらかじめ明確にしておく必要がある。

具体的には、「その使用する者の範囲」とは、例えば県が所有する種雄牛の場合、県内に存在する家畜の飼養者及びあらかじめ県知事の許可を得た家畜遺伝資源生産事業者とすることが考えられる。

また、「その使用の目的に関する制限」については、肥育素材の生産に限るなど生産物の飼養目的や、特定県内での家畜改良を目的とする家畜人工授精など家畜人工授精の目的に関して制限を付すことが考えられる。

¹ 農林水産省HPを参照

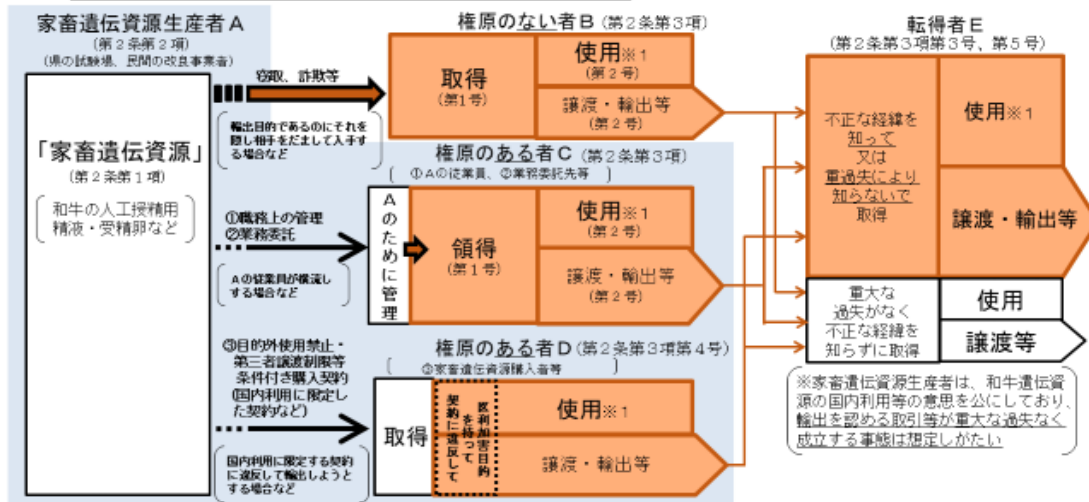
(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku_iden-35.pdf)。

Ⅲ.「不正競争」の対象となる行為について（総論）

家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権限の範囲外での利用等に対する差止請求（第3条）及び損害賠償（第4条）を措置。

◎ 部分が差止請求及び損害賠償の対象



※1 不正使用行為によって生産された家畜等についても適用 (第2条第3項第6号～第13号)
家畜遺伝資源の不正使用により生じた家畜及び家畜遺伝資源の使用・譲渡等 (不正な経緯について取得時に重大な過失なく知らなかった者を除く。) 国内での正規の流通と改良の取組まで萎縮しないように配慮

※2 差止請求ができる窃取・詐欺等 (上記B) や不正譲渡 (上記C) などのうち、悪質性の高い不正行為 (不正の利益を得る目的又は相手に損害を加える目的のもの) については、罰則も措置 (第18条、第19条)

1. 概要

家畜遺伝資源は不正な流通が起きると、容易に拡大利用され、不正を犯した者や転得者により家畜の子孫の繁殖という再生産が可能となり、家畜遺伝資源の生産事業者は、市場における競争力を失い、甚大な損害を被るおそれがある。このため、家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保する観点から、家畜遺伝資源生産事業者の利益を侵害する行為を「不正競争」と定義している (法第2条第3項)。この「不正競争」として、家畜遺伝資源の「取得」や「領得^{りようとく}」、「使用」、「生産の用に供し」、「譲渡」、「引き渡し」、「輸出」という行為を規定している。

2. 各行為 (「取得」、「領得^{りようとく}」、「使用」、「生産の用に供し」、「譲渡」、「引き渡し」、「輸出」) の対象について

法第2条第3項第1号から第5号では、「家畜遺伝資源」を「取得」や「領得^{りようとく}」、「使用」、「譲渡」、「引き渡し」、「輸出」をする行為のうち「不正競争」となる行為を規定しており、これらの行為の対象は「家畜遺伝資源」としている。

また、家畜遺伝資源はその性質上、一旦不正流出が起きると、容易に家畜遺伝資源が拡大利用され、家畜の子孫の繁殖により精液、受精卵、子牛等の派生物が生産され、そこから更に家畜遺伝資源の再生産が可能となるなどの被害の拡大に歯止めが利かなくなり、家畜遺伝資源生産事業者は本来回収できたはずの投資への対価を得ることができず、家畜の改良のインセンティブや家畜遺伝資源生産事業者の取引市場における競争力が失わ

れてしまうおそれがある。このため、法第2条第3項第6号から第13号では、家畜遺伝資源の使用により生じた「派生物」についても、その「取得」や「使用」、「生産の用に供し」、「譲渡」、「引き渡し」、「輸出」をする行為を「不正競争」として規定している。

3. 「取得」について

「取得」とは、家畜遺伝資源を自己の管理下に置く行為をいい、家畜遺伝資源がストローなどの容器に入った状態で自己又は第三者が家畜遺伝資源自体を手に入れる行為等が該当する。

＜「取得」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜遺伝資源が収められているストローが入っている液体窒素ボンベなどの保存容器を持ち出す行為
- ・ 家畜遺伝資源が収められているストローを液体窒素ボンベから取り出し、自己の管理する液体窒素ボンベに移し替える行為

4. 「^{りようとく}領得」について

「^{りようとく}領得」とは、家畜遺伝資源の管理の委託を受けた者が、その家畜遺伝資源を管理する業務上の任務に背いて、権限なく家畜遺伝資源を委託者の管理支配外に置く意思の発現行為であり、「委託者の管理支配外に置く意思の発現行為」として、家畜遺伝資源生産事業者から家畜遺伝資源の管理などについて受けた委託の任務に背いて、その家畜遺伝資源について自己のものとして取り扱う行為等が該当する。

＜「^{りようとく}領得」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜遺伝資源の生産事業を行う法人において、家畜遺伝資源の管理等の任務を任された従業員が、その任務の範囲を超えて、当該法人の事務所に保管されている家畜遺伝資源を転売する目的で自宅に持ち帰る行為
- ・ 家畜遺伝資源の所有者から家畜遺伝資源（精液）の管理の任務を任された者が、その任務の範囲を超えて、その家畜遺伝資源を第三者の所有する雌牛に注入するために自己の液体窒素ボンベに保管する行為
- ・ 種雄牛の所有者から種雄牛及び家畜遺伝資源（同牛から採取した精液）の管理の任務を任された者が、採取した家畜遺伝資源を、その任務に背いて、第三者に販売するために保管する行為

5. 「使用」、「生産の用に供し」について

「使用」とは、子牛等の派生物を生産するために精液又は受精卵を用いる行為であり、「生産の用に供し」とは、子牛等の派生物を生産するために家畜を用いる行為である。

なお、本法においては、家畜遺伝資源の生産事業者の利益の保護や公正な競争を確保するという趣旨に鑑みて、派生物である家畜を使用する行為は、家畜の生産のために利用する行為に限定しており、派生物である家畜を肥育した上で食用肉とするためにと畜する

行為などは「使用」に該当しない。

＜「使用」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜又は受精卵の生産のために雌畜に精液を注入する行為
- ・ 受精卵の生産のために精液と未受精卵を授精させるために混合する行為
- ・ 家畜の生産のために受精卵を雌畜に移植する行為

＜「生産の用に供し」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 雄畜を雌畜への種付けに用いる行為
- ・ 雄畜から精液を採取する行為
- ・ 雌畜から受精卵を採取する行為

※ なお、取得した家畜遺伝資源をそのまま保管しているだけの段階であっても、その後に本法に違反する態様で「使用」し、又は「生産の用に供」する蓋然性が高い場合、すなわち「営業上の利益を・・・侵害されるおそれ」（法第3条）がある場合においては、「使用」や「生産の用に供し」に対する予防的差止請求が可能となり、その結果、保管している家畜遺伝資源の破棄を求められる場合がある。

6. 「譲渡」、「引き渡し」、「輸出」について

（1）「譲渡」について

「譲渡」とは、家畜遺伝資源の所有権を他人に移転する行為をいい、その有償、無償を問わない。

＜「譲渡」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 自己の所有する家畜遺伝資源を販売する行為
- ・ 自己の所有する家畜遺伝資源の所有権を無償で他人に移す行為

（2）「引き渡し」について

「引き渡し」とは、所有権の移転を伴わず、家畜遺伝資源の現実的支配を移転する行為をいい、その有償、無償を問わない。

＜「引き渡し」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜遺伝資源の保存を委託する行為
- ・ 派生物である種雄牛を無償で貸し付ける行為

（3）「輸出」について

「輸出」とは、所有権又は現実的支配の移転の有無に関わらず、国内において生産された家畜遺伝資源を国外に搬出する行為をいう。

＜「輸出」に該当すると考えられる行為＞

- ・ 家畜遺伝資源を国外へ郵送する行為
- ・ 家畜遺伝資源を持って国外へ移動する行為

IV. 不正取得類型について

第二条

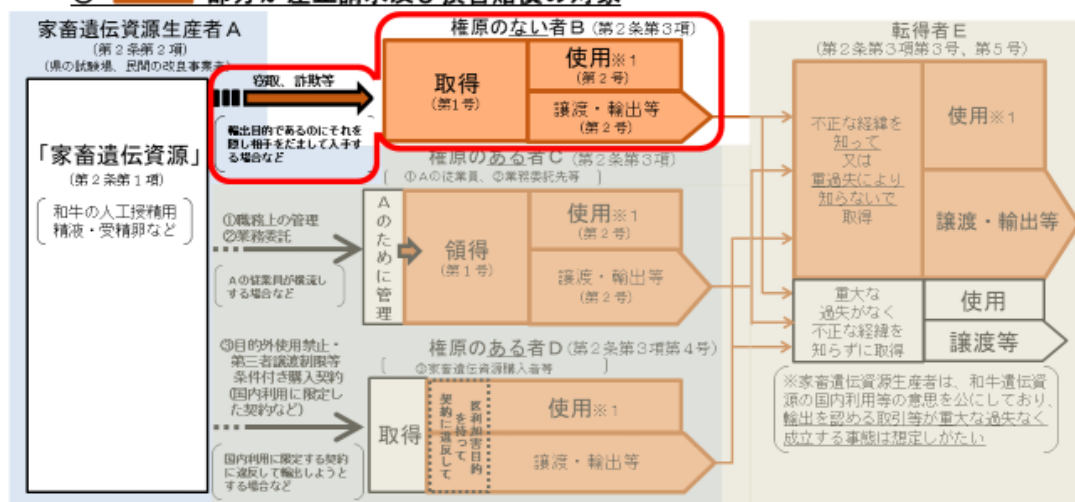
3 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫し、若しくは窃取する行為により家畜遺伝資源を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又はその管理の委託を受けて業務上自己の占有する他人の家畜遺伝資源を領得する行為（以下「不正領得行為」という。）
- 二 不正取得行為又は不正領得行為により取得し、又は領得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権限の範囲外での利用等に対する差止請求（第3条）及び損害賠償（第4条）を措置。

◎ 部分が差止請求及び損害賠償の対象



- ※1 不正使用行為によって生産された家畜等についても適用（第2条第3項第6号～第13号）
家畜遺伝資源の不正使用により生じた家畜及び家畜遺伝資源の使用・譲渡等（不正な経緯について取得時に重大な過失なく知らなかった者を除く。）国内での正規の流通と改良の取組まで萎縮しないように配慮
- ※2 差止請求ができる窃取・詐欺等（上記B）や不正領得（上記C）などのうち、悪質性の高い不正行為（不正の利益を得る目的又は相手に損害を加える目的のもの）については、罰則も措置（第18条、第19条）

1. 概要

「不正競争」となる行為のうち、法第2条第3項第1号前段及び同項第2号は「家畜遺伝資源」の不正取得に関する類型（以下「不正取得類型」という。）について規定している。この不正取得類型は、特に悪質性の高い手段（「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫し、若しくは窃取する行為」）による「家畜遺伝資源」の取得等の行為を規律するものである。

2. 「人を欺き、・・・窃取する行為」について

「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫し、若しくは窃取する行為」とは、「窃取」、「強盗」、「詐欺」、「脅迫（恐喝）」といった刑罰法規に該当するような行為を不正の手段の例示として挙げたものである。

＜「不正」の手段による取得に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜遺伝資源が収められている保存容器（ストロー）を窃取する行為
- ・ 使用者の範囲に制限が付されている家畜遺伝資源について制限の範囲内の者であるかのように装い、売買契約を締結し、家畜遺伝資源を取得する行為
- ・ 国内利用限定という用途制限が付されている家畜遺伝資源について、輸出目的であることを隠し、家畜遺伝資源生産事業者を騙して取得する行為
- ・ 家畜遺伝資源の保管場所に押し入り、家畜遺伝資源が収められている保存容器を奪い取る行為

※ なお、家畜遺伝資源の保管場所の施錠の解除方法（暗証番号等）を不正に入手した場合（家畜遺伝資源そのものは入手していない場合）など、現物を「取得」していない場合であっても、「取得」の蓋然性が高く、「営業上の利益を…侵害されるおそれ」（法第3条）がある場合においては、「取得」に対する予防的差止請求を行うことができる。

V. 不正^{りようどく}領得^{りようどく}類型について

第二条

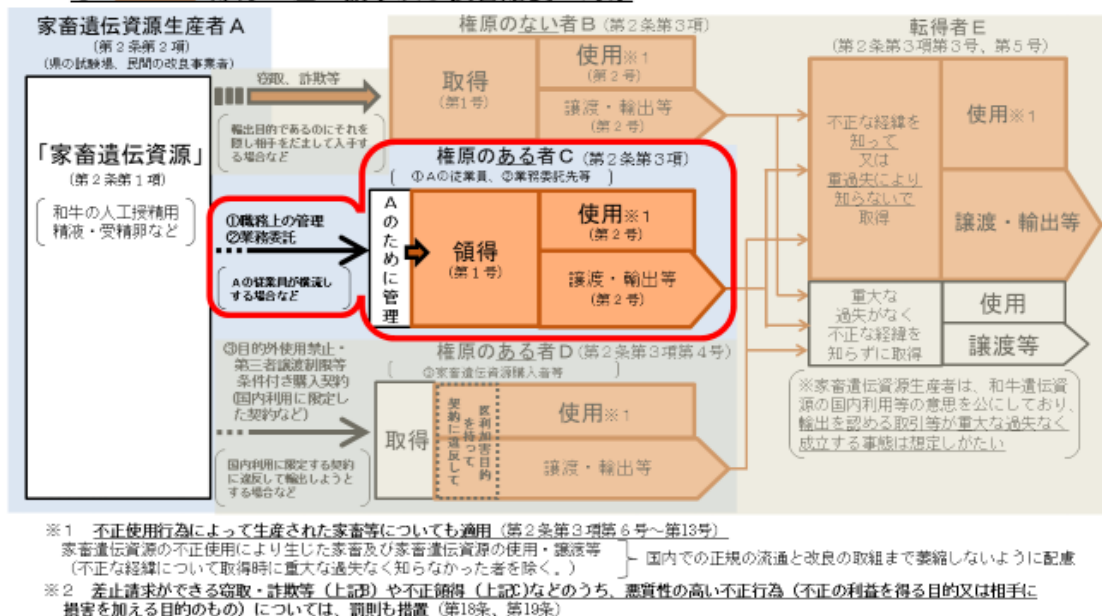
3 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫し、若しくは窃取する行為により家畜遺伝資源を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又はその管理の委託を受けて業務上自己の占有する他人の家畜遺伝資源を領得する行為（以下「不正領得行為」という。）
- 二 不正取得行為又は不正領得行為により取得し、又は領得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権原の範囲外での利用等に対する差止請求（第3条）及び損害賠償（第4条）を措置。

◎ 部分が差止請求及び損害賠償の対象



1. 概要

「不正競争」となる行為のうち、法第2条第3項第1号後段及び同項第2号は「家畜遺伝資源」の不正^{りようどく}領得^{りようどく}に関する類型（以下「不正^{りようどく}領得^{りようどく}類型」という。）について規定している。この不正^{りようどく}領得^{りようどく}類型は、正当な権原を有する者の信義則違反や任務違背による「家畜遺伝資源」の^{りようどく}領得^{りようどく}の行為を規律するものである。

2. 「その管理の・・・占有する他人の」について

「その管理の委託を受けて業務上自己の占有する他人の」とは、家畜遺伝資源生産事業者から家畜遺伝資源の管理等の委託の任務を任されるなどして、正当な権限によりその家畜遺伝資源を家畜遺伝資源生産事業者のために保有している者が、その委託の任務に

背いて、他人の家畜遺伝資源を自己の物として 領得^{りょうとく}する意思を外部に発現する行為をいう。なお、このような行為として、必ずしも委託された他人の家畜遺伝資源の処分のような客観的な 領得^{りょうとく}行為であることまでは要せず、単に 領得^{りょうとく}の意思を持ってした行為であれば足りるものと考えられる。

＜「不正」の手段による 領得^{りょうとく}に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜遺伝資源の管理を委託された者が、その管理の委託の範囲外で、その管理する家畜遺伝資源を第三者に売買する行為
- ・ 精液の管理を委託された者が、その管理の委託の範囲外で、その管理する精液を第三者の雌牛に注入する行為
- ・ 精液の管理を委託された者が、その管理の委託の範囲外で、その管理する精液を未受精卵と混合する行為
- ・ 受精卵の管理を委託された者が、その管理の委託の範囲外で、その管理する受精卵を第三者の雌牛に移植する行為

VI. 契約外不正譲渡等類型について

第二条

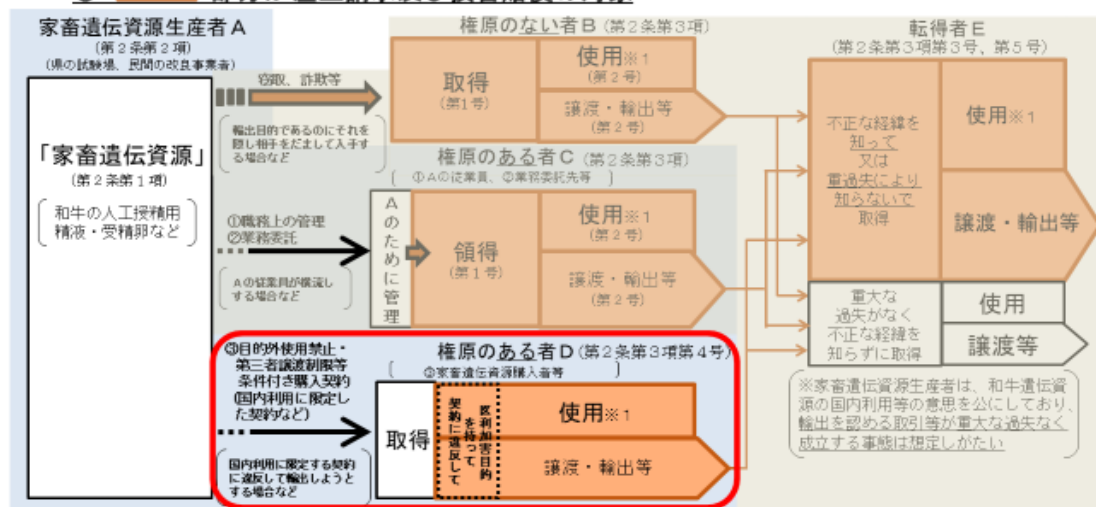
3 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 四 その譲渡又は引渡しを受けた後に不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、当該譲渡又は引渡しに係る契約により明示された使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を超えて家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権原の範囲外での利用等に対する差止請求（第3条）及び損害賠償（第4条）を措置。

◎ 部分が差止請求及び損害賠償の対象



- ※1 不正使用行為によって生産された家畜等についても適用（第2条第3項第6号～第13号）。
家畜遺伝資源の不正使用により生じた家畜及び家畜遺伝資源の使用・譲渡等（不正な経緯について取得時に重大な過失なく知らなかった者を除く。） 国内での正規の流通と改良の取組まで萎縮しないように配慮
- ※2 差止請求ができる窃取・詐欺等（上記B）や不正譲渡（上記D）などのうち、悪質性の高い不正行為（不正の利益を得る目的又は相手に損害を加える目的のもの）については、罰則も措置（第18条、第19条）。

1. 概要

「不正競争」となる行為のうち、法第2条第3項第4号は、家畜遺伝資源生産事業者が、家畜遺伝資源を譲渡等するに当たり、譲渡の相手方である家畜人工授精所等に対して、契約によりその使用する者の範囲や使用の目的に関する制限を付した場合に、譲渡の相手方である当該家畜人工授精所等が、不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を与える目的（以下「^{とりかがいもくてき}図利加害目的」という。）で、その家畜遺伝資源生産事業者が付した契約の制限を超えて使用・譲渡等する行為は、著しく信義則に違反する悪質な行為であることから、このような「家畜遺伝資源」の契約の範囲を超えた譲渡等（以下「契約外不正譲渡等類型」という。）を「不正競争」として位置付けたものである。

「その譲渡又は引渡しを受けた」とは、売買契約により家畜遺伝資源を譲渡を受けるなど、不正取得以外の態様で家畜遺伝資源生産事業者から取得する場合であることを意味する。

2. ^{とりかがいもくてき} 図利加害目的 について

家畜遺伝資源生産事業者から、正当に当該家畜遺伝資源の譲渡を受ける等した者（以下「正当取得者」という。）が、取得した当該家畜遺伝資源を使用・譲渡等する行為が「不正競争」となるためには、^{とりかがいもくてき} 図利加害目的 が備わることが必要である。

図利とは、競争関係にある事業を行う目的のみならず、広く公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的が該当し、自ら不正の利益を得る目的のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的も含まれ、この利益とは、身分上の利益その他全て自己の利益であれば足り、必ずしも財産上の利益を図る目的である必要はない。

また、加害とは、家畜遺伝資源生産事業者に対し、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の不当な損害を加える目的をいい、現実には損害が生じることは要しない。

このような ^{とりかがいもくてき} 図利加害目的 は、家畜遺伝資源生産事業者から売買契約等により正当に取得した家畜遺伝資源を譲渡等する行為について、正当取得者における適正な行為を過度に萎縮させることがないよう、「不正競争」に該当する行為を単なる契約違反を超えた場合に限定し、正当な権利行使に対する不当な制約とならないようにするために設けられた主観的要件である。

したがって、^{とりかがいもくてき} 図利加害目的 要件の該当性の判断に当たっては、当該使用・譲渡等が家畜遺伝資源生産事業者の付した契約の制限を超えていることが当事者双方にとって明らかであって、その制限内容を正当取得者が認識していることが前提となる。

（1）^{とりかがいもくてき} 図利加害目的 があると判断される場合について

家畜遺伝資源生産事業者が付した契約の制限を超えた使用・譲渡等であることが当事者にとって明らかであり、それを認識しているにもかかわらず、自己又は第三者の利益を得る目的又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を与える目的をもって、正当に取得した家畜遺伝資源を使用・譲渡等する場合は、^{とりかがいもくてき} 図利加害目的 があると考えられる。

＜^{とりかがいもくてき} 「図利加害目的」 に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜遺伝資源の使用の目的の範囲に制限が付され、その家畜遺伝資源を用いて種雄牛の造成を行うことが禁止されている契約に合意しながら、当該家畜遺伝資源を使用して種雄牛を造成し、その精液を販売して自己の利益を得ることを目的に、当該家畜遺伝資源を自己の飼養する雌畜に注入する行為
- ・ 家畜遺伝資源の使用する者の範囲に制限が付されている契約に合意しながら、第三者の利益を図ることを目的に、その使用する者の範囲外の者に当該家畜遺伝資源を譲渡等する行為

なお、本契約に違反したことをもって、刑事罰（法第 18、19 条）の対象とすることは、本契約の内容等から見て適当ではないため、契約外不正譲渡等類型については差止請求（法第 3 条）及び損害賠償請求（法第 4 条）などの民事的救済措置のみが設けられており、刑事罰の対象とはされていない。

(2) 図利加害目的^{とりかがいもくてき}がないと判断される場合について

家畜遺伝資源の管理を目的に緊急的に行われる行為に該当する場合、法令に基づく場合など家畜遺伝資源生産事業者の保護すべき利益を上回る公益上の理由が認められる場合に、必要な限度で使用・譲渡等する行為は図利加害目的^{とりかがいもくてき}ではないと考えられる。

＜「図利加害目的^{とりかがいもくてき}ではない」と考えられる具体例＞

(a) 家畜遺伝資源の保護のために緊急の必要性がある場合

- ・ 災害等により家畜遺伝資源の保管場所を緊急で移動させる必要が生じたため、契約による制限の範囲を超えた地域の家畜人工授精所に引き渡す行為

(b) 法令に基づく場合

- ・ 第三者譲渡禁止との制限が付された家畜遺伝資源を裁判官の発する令状に基づく捜査に対応するため引き渡す行為

Ⅶ. 転得類型について

第二条

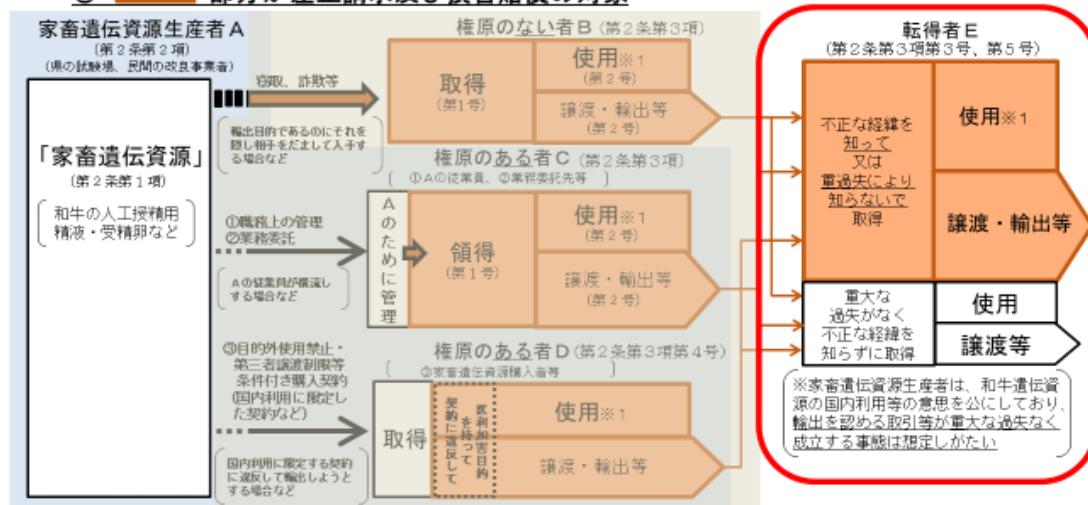
3 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 三 その家畜遺伝資源について不正取得行為又は不正領得行為が介在したこと
を知って、又は重大な過失により知らないで、家畜遺伝資源を取得し、又はそ
の取得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為
- 五 その家畜遺伝資源の譲渡若しくは引渡しが前号に掲げる行為（家畜遺伝資源を譲渡し、又は引き渡す行為に限る。以下この号において「契約外不正譲渡等行為」という。）に該当することを知って、若しくは重大な過失により知らないで、譲渡若しくは引渡しを受けて家畜遺伝資源を取得し、若しくはその家畜遺伝資源について契約外不正譲渡等行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで、家畜遺伝資源を取得し、又はこれらの行為により取得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権原の範囲外での利用等に対する差止請求（第3条）及び損害賠償（第4条）を措置。

◎ 部分が差止請求及び損害賠償の対象



1. 概要

「家畜遺伝資源」は、一般に小型のストロー容器に収められて保存されており、容易に持ち運びが可能であるという性質上、それにより不正な取得や転売に端を発する輻輳流通をしてしまうおそれがあることから、被害拡大防止のための救済措置を設ける必要がある。特に、このような行為の中でも、家畜遺伝資源生産事業者と契約関係にない第三者が受けた家畜遺伝資源の譲渡又は引渡しが契約外不正譲渡等行為であることや、その家

畜遺伝資源について不正取得行為や不正^{りょうとく}領得行為、契約外不正譲渡等行為が介在したことについて、これを知りながら（悪意）、又は重大な過失により知らないで（重過失）、家畜遺伝資源を取得し、更に使用・譲渡等する行為は、悪質性の高い行為であることから、
「その家畜遺伝資源について不正取得行為又は不正^{りょうとく}領得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで」（法第2条第3項第3号）、「その家畜遺伝資源の譲渡又は引渡しが契約外不正譲渡等行為に該当することを知って、又は重大な過失により知らないで」（法第2条第3項第5号前段）又は「その家畜遺伝資源について契約外不正譲渡等行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで」（法第2条第3項第5号後段）家畜遺伝資源を取得し、又はその取得した家畜遺伝資源を使用・譲渡等する行為を「不正競争」として位置づけている。

2. 「不正取得行為」及び「不正^{りょうとく}領得行為」の転得者類型（法第2条第3項第3号）

その家畜遺伝資源の取得時において、自らが取得する前のいずれかの時点で不正取得行為・不正^{りょうとく}領得行為（法第2条第3項第1号）がなされたことを知って、又は重大な過失により知らないで、当該家畜遺伝資源を取得した場合は、その取得行為、取得後の使用・譲渡等行為は不正競争となる。

3. 「契約外不正譲渡等行為」の転得者類型（法第2条第3項第5号）

その家畜遺伝資源の譲渡若しくは引渡しが契約外不正譲渡等行為であること又は譲渡された家畜遺伝資源について自らが取得する前のいずれかの時点で契約外不正譲渡等行為がなされたことを知って、又は重大な過失により知らないで、当該家畜遺伝資源を取得した場合は、その取得行為、取得後の使用・譲渡等行為は不正競争となる。

契約外不正譲渡等行為の転得者は、その家畜遺伝資源の譲渡若しくは引渡しが契約により付された制限を超えた譲渡等であること又は譲渡された家畜遺伝資源について契約により付された制限を超えた譲渡等が介在していることに加え、これらの譲渡等が^と利^り加害^{かがいもくてき}目的で行われたことについても悪意・重過失である必要がある。この点、契約外不正譲渡等行為の^と利^り加害^{かがいもくてき}目的は、家畜遺伝資源生産事業者から売買契約等により正当に取得した者による適正な行為について本法により不当に制約することとならないようにするために設けられた主観的要件であることを踏まえると、法第2条第3項第5号が^と利^り加害^{かがいもくてき}目的についての悪意又は重過失という転得者の主観的要件を要求する趣旨も、同様に、家畜遺伝資源の所有者から売買契約等により正当に取得した者による適正な行為について本法により不当に制約することとならないようにするものと考えられる。

4. 「悪意・重過失」についての考え方

（1）「悪意」について

譲渡された家畜遺伝資源についての当該譲渡行為が契約外不正譲渡等行為であることや転得する家畜遺伝資源についての不正な取得、^{りょうとく}領得や契約外不正譲渡等行為等の

不正行為の介在について悪意である状態とは、不正行為の介在等の事実を認識していることである。不正行為の介在等についてその真偽が不明であるにとどまる状態は悪意とはいえない。

＜法第2条第3項第3号（不正取得行為又は不正^{りょうとく}領得行為が介在した家畜遺伝資源の取得等）の「悪意」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 盗まれた精液を隠匿する目的に協力するため、当該精液を盗んだ者を通じて、当該精液の譲渡を受ける行為
- ・ その家畜遺伝資源が不正に^{りょうとく}領得されたものであることを知りつつ、金品を贈与する見返りに、当該家畜遺伝資源を譲渡を受けた場合

＜同項第5号前段（契約外不正譲渡等行為による家畜遺伝資源の取得等）の「悪意」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 特定の地域に使用者の範囲を制限している家畜遺伝資源を、当該地域外にいる者が、当該家畜遺伝資源に契約によりそのような制限があるにもかかわらず、譲渡者が不当な利益を得て、家畜遺伝資源生産事業者に損害を与える目的で契約範囲外の譲渡をしようとしていることを知りながら、この家畜遺伝資源の譲渡を受けた場合
- ・ 契約により、使用者の範囲が特定の地域に限定された家畜遺伝資源の正当取得者に対し、その家畜遺伝資源の自己への譲渡が契約外不正譲渡等行為であることを知りながら金品を贈与し、その見返りとして当該家畜遺伝資源の譲渡を受けた場合

＜同項第5号後段（契約外不正譲渡等行為が介在した家畜遺伝資源の取得等）の「悪意」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 契約により、特定の地域に使用者の範囲を制限している家畜遺伝資源について、譲渡者が不当な利益を得て、家畜遺伝資源生産事業者に損害を与える目的で契約範囲外の譲渡をしていることを知りながら、当該家畜遺伝資源を譲り受けた者に対して当該家畜遺伝資源の譲渡を依頼して、この譲渡を受けた場合

（２）「重過失」について

家畜遺伝資源の取引においては、父方の血統等、その個体がどのような由来であるかが取引上の重要な評価点とされている。特に、和牛の家畜遺伝資源は、由来する血統次第で家畜遺伝資源の価格に大きな差が生じることから、その用途や利用の範囲が特定の地域（県）に限定されているものがあり、家畜遺伝資源の取引において、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）によって添付が義務付けられている家畜人工授精用精液証明書等によって、その血統や流通経路等を把握することにより、使用する者の範囲等が限定されているか否かを容易に判断することができるものや当該家畜人工授精

用精液証明書等の添付が無いことにより、不正な取得が介在している家畜遺伝資源であることが推察されうるものもある。このため、このような血統の調査等をする事なく不正取得行為等が介在したことを知らなかったような重過失の場合は、悪意の場合と同視しうるほどの著しい注意義務違反があると評価できると考えられるため、悪意の場合に加え、このような重過失の場合も違法行為類型の対象に加えている。

転得する家畜遺伝資源についての不正な取得・^{りようどく}領得や^{とりかがいもくてき}図利加害目的での不正な譲渡等の不正行為の介在等について重過失である状態とは、通常人に要求される程度の相当な注意まで要求されず、わずかの注意さえすれば、容易に違法な結果が発生することを予測することができたのに、漫然とこれをみすごしたような、悪意と同視し得る程度の著しい注意義務違反がある場合である。

＜「重過失」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）により、他人に譲渡する家畜遺伝資源に添付されるはずの家畜人工授精用精液証明書等が添付されておらず、このため当該家畜遺伝資源が窃取されたものであり、又は当該家畜遺伝資源の譲渡が、元々添付されていた家畜人工授精用精液証明書等に記載された当該家畜遺伝資源の利用者の範囲等の制限内容に反する譲渡である疑いがあるにもかかわらず、家畜人工授精用精液証明書等が添付されていない家畜遺伝資源を収めた容器のみの譲渡を受けた場合・ 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）により、他人に譲渡する家畜遺伝資源への添付が義務付けられている家畜人工授精用精液証明書等について、証明書全体にわたって多数の修正跡があり、家畜人工授精用精液証明書等が改ざんされた疑いがあるにもかかわらず、その記載内容について本来家畜遺伝資源生産事業者に確認することもせず、これが添付された家畜遺伝資源の譲渡を受ける行為

＜特に法第 2 条第 3 項第 5 号前段（契約外不正譲渡等行為による家畜遺伝資源の取得等）の「重過失」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜改良増殖法により、他人に譲渡する家畜遺伝資源への添付が義務付けられている家畜人工授精用精液証明書等に記載された、使用する者の範囲に関する制限の範囲外の者から、この証明書が添付された家畜遺伝資源の譲渡を受けた場合
- ・ 家畜改良増殖法により、他人に譲渡する家畜遺伝資源への添付が義務付けられている家畜人工授精用精液証明書等に、当該家畜遺伝資源を使用する者の範囲又は使用する目的に関する制限がある旨と、当該制限の具体的内容及び第三者に譲渡する際にはこのような制限を契約により付した上で譲渡する旨が掲載されているホームページの URL 又は当該制限の具体的内容を照会できる家畜遺伝資源生産事業者の連絡先が掲載されていたにもかかわらず、この確認を怠り、自らへ契約の制限なしに譲渡した行為が契約違反であることに気付か

ず、家畜遺伝資源を取得した場合

- ・ 家畜改良増殖法により、他人に譲渡する家畜遺伝資源への添付が義務付けられている家畜人工授精用精液証明書等において、特段当該家畜遺伝資源に付された制限に関する記載はなかったものの、家畜遺伝資源に収めた容器自体やその容器に貼り付けられたラベルにおいて、国外への持出しを禁じ、譲渡時にこのような制限を付すこととされている家畜遺伝資源であることを示す略称である「(R)」が表示されているにもかかわらず、このような制限を付さずに譲渡された家畜遺伝資源について国外への持出しを行った場合

＜特に法第2条第3項第5号後段(契約外不正譲渡等行為が介在した家畜遺伝資源の取得等)の「重過失」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜改良増殖法により、他人に譲渡する家畜遺伝資源への添付が義務付けられている家畜人工授精用精液証明書等に、その使用する者の範囲に関する制限が記載されており、当該家畜人工授精用精液証明書等の「譲受・経由の確認」欄（譲渡経緯にある者の住所等を記載する欄）上、当該家畜遺伝資源の譲渡経緯に使用する者の範囲に関する制限の範囲外の者がいるにもかかわらず、この確認を怠り、当該家畜遺伝資源を取得した場合

Ⅷ. 派生物譲渡等類型について

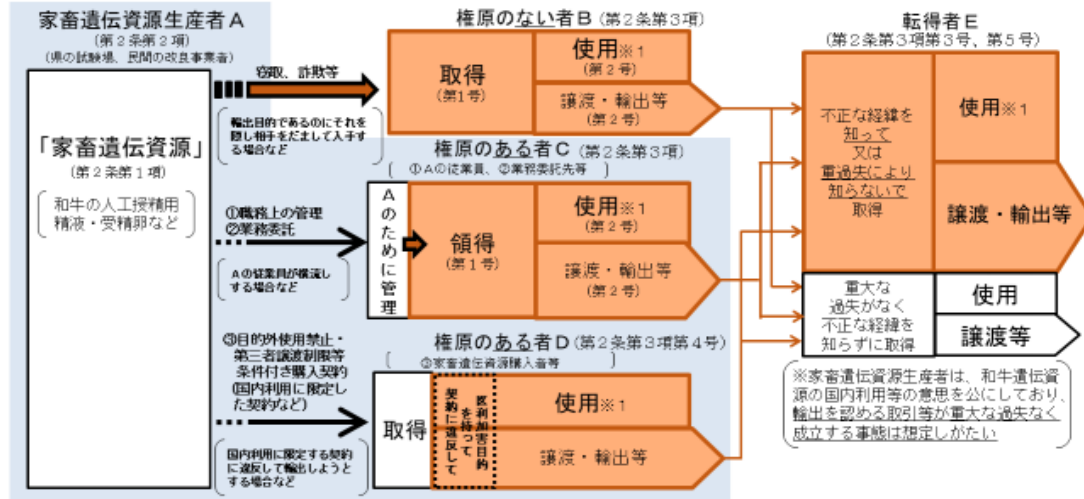
第二条

- 3 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
- 六 自己の第二号から前号までに掲げる行為（家畜遺伝資源を使用する行為に限る。以下この項において「不正使用行為」という。）により生じた家畜を家畜若しくは家畜の精液若しくは受精卵（以下「家畜等」という。）の生産の用に供し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為
- 七 その家畜が他人の不正使用行為により生じたものであることを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜を取得し、又はその取得した家畜を家畜等の生産の用に供し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為
- 八 自己の前二号に掲げる行為（家畜を家畜等の生産の用に供する行為に限る。次号において同じ。）により生じた家畜等を譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為
- 九 その家畜等が他人の第六号又は第七号に掲げる行為により生じたものであることを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜等を取得し、又はその取得した家畜等を譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為
- 十 自己の不正使用行為により生じた受精卵を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為
- 十一 その受精卵が他人の不正使用行為により生じたものであることを知って、又は重大な過失により知らないで、受精卵を取得し、又はその取得した受精卵を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為
- 十二 自己の前二号に掲げる行為（受精卵を使用する行為に限る。次号において同じ。）により生じた家畜を譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為
- 十三 その家畜が他人の第十号又は第十一号に掲げる行為により生じたものであることを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜を取得し、又はその取得した家畜を譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権限の範囲外での利用等に対する差止請求（第3条）及び損害賠償（第4条）を措置。

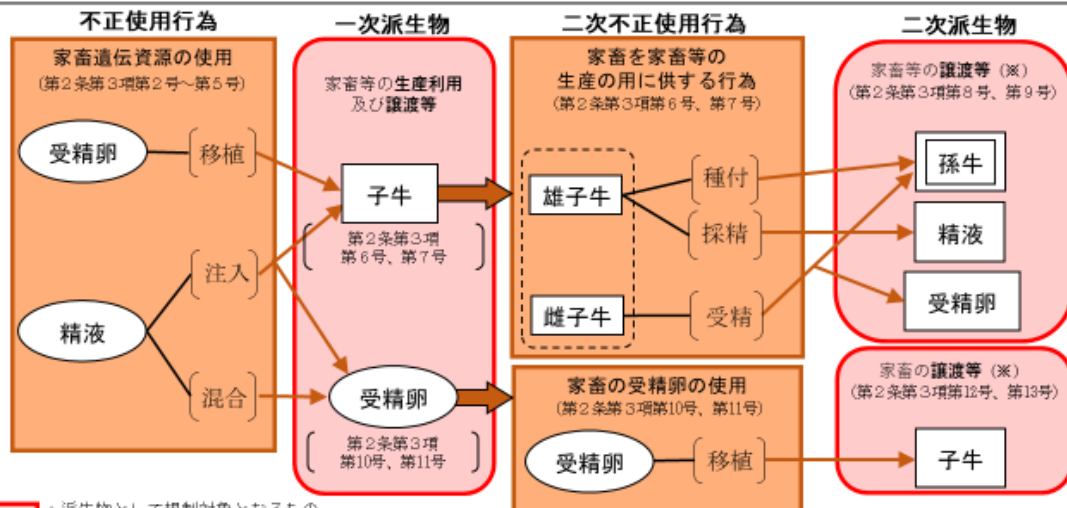
部分差止請求及び損害賠償の対象



- ※1 不正使用行為によって生産された家畜等についても適用（第2条第3項第6号～第13号）
家畜遺伝資源の不正使用により生じた家畜及び家畜遺伝資源の使用・譲渡等（不正な経緯について取得時に重大な過失なく知らなかった者を除く。）
国内での正規の流通と改良の取組まで萎縮しないように配慮
- ※2 差止請求ができる窃取・詐欺等（上記）や不正競争（上記）などのうち、悪質性の高い不正行為（不正の利益を得る目的又は相手に損害を加える目的のもの）については、罰則も措置（第18条、第19条）

家畜遺伝資源の使用により生産された子牛等（派生物）の取扱い

- 家畜の拡大再生産による被害拡大を防止できるよう、家畜遺伝資源の「使用」により生じた派生物（子牛、受精卵等）についても規制の対象とする。
- 派生物については、精液・受精卵それぞれについて、不正「使用」行為の回数により、一次派生物と二次派生物と位置付けることとする。
- 派生物に係る行為規制の範囲は、取引の安全、家畜の改良増殖の円滑な実施に配慮し、一次派生物の生産利用及び譲渡等、二次派生物の譲渡等までとする。



派生物として規制対象となるもの (取得時に不正な経緯を知っていた場合又は重大な過失により知らなかった場合)

※ 生産利用は対象外

1. 概要

「家畜遺伝資源」は、その性質上、一度不正に流出すると流出先等において家畜の拡大再生産が容易であるため、不正に取得した家畜遺伝資源を使用して新たに産出された子牛から更に精液を採取し、又はこれを譲渡等する行為等についても、悪質性の高い行為であるとし、「不正競争」として位置付けている。

しかし、「不正競争」として位置付け、差止請求（法第3条）や損害賠償請求（法第4条）の対象範囲を拡大し過ぎると、畜産農家等が取得した家畜遺伝資源等の祖父やその先の代にまで不正な取得等がないかを確認しなくてはならなくなり、家畜遺伝資源等の取引が萎縮しかねないことから、取引の安全性を図るため、不正使用により生まれた子牛を更に使用する2回目の不正使用行為までを規制の対象としている。

2. 一次派生物について

（1）法第2条第3項第6号及び第10号（自己の使用行為により生じた一次派生物の使用・譲渡等）

不正取得行為及び不正^{りようとく}領得行為、契約外不正譲渡等行為により取得等した家畜遺伝資源を使用する行為（以下「不正使用行為」という。）により家畜又は受精卵（以下「一次派生物」という。）が生産され、当該一次派生物がさらに使用・譲渡等されると、家畜や家畜遺伝資源の拡大再生産による被害の歯止めが利かなくなり、家畜遺伝資源生産事業者は本来回収できたはずの投資への対価を得ることができず、家畜遺伝資源生産事業者の取引市場における競争力が失われてしまうおそれがある。

このため、不正使用行為により生産された派生物を生産した者が、その派生物を使用・譲渡等する行為を「不正競争」として規定している。

＜「自己の使用行為に生じた派生物の使用・譲渡等」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜遺伝資源生産事業者から窃取した受精卵を自己の飼養する雌畜に移植する行為により雄子牛を生産し、当該雄子牛から精液を採取する場合
- ・ 精液の管理の委託を受けた者が、管理の委託を受けた範囲外で、その管理する精液を未受精卵と混合する行為により受精卵を生産し、雌畜に移植する場合

（2）法第2条第3項第7号及び第11号（悪意・重過失の者による一次派生物の取得、使用、譲渡等）

一次派生物は、不正使用行為に用いられた家畜遺伝資源そのものとの同一性は保持されてはいないものの、血統は当該家畜遺伝資源に由来している。したがって、家畜の取引に携わる者であれば、家畜遺伝資源の取引と同様に、一次派生物であってもその取引において当該家畜の血統、これまでの所有者や流通経路等を確認することは通常行われている。

また、家畜に係る取引の相手方の範囲は、家畜改良事業者に加えて、食肉生産用としての購入を希望する畜産農家や家畜商等が想定されるものの、畜産関係者の範囲を超

えるものではないことから、その取引の安全性の確保との比較衡量の観点から、悪意又は重過失の転得者による一次派生物の取得及びその後の使用等を「不正競争」として規定している。

＜「悪意・重過失の者による一次派生物の取得、使用、譲渡等」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 不正使用行為により生産された雄畜であることを知って、それを取得し、精液を採取する場合
- ・ 不正使用行為により生産された受精卵であることを知って、それを取得し、自己の飼養する雌畜に移植する場合

3. 二次派生物について

(1) 法第2条第3項第8号及び第12号（2.（1）「自己の使用行為により生じた派生物の使用・譲渡等」の使用行為により生じた二次派生物の譲渡等）

家畜、精液及び受精卵は、その性質上、不正に取得した家畜遺伝資源を使用して産出された一次派生物を更に使用する行為（以下「二次不正使用行為」という。）により、家畜又は家畜の精液若しくは受精卵（以下「二次派生物」という。）を生産することが可能であり、これにより再生産された二次派生物が譲渡等されると、拡大再生産による歯止めが利かなくなり、家畜遺伝資源生産事業者は本来回収できたはずの対価を得ることができず、家畜遺伝資源生産事業者の取引市場における競争力が失われしやうことがあることから、こうした更なる被害の拡大を抑止できるよう、二次不正使用行為により産出された二次派生物の譲渡等も「不正競争」として規定している。

＜「2.（1）「自己の使用行為により生じた派生物の使用・譲渡等」の使用行為により生じた二次派生物の譲渡等」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 家畜遺伝資源生産事業者から窃取した受精卵を自己の飼養する雌畜に移植する行為により雄子牛を生産し、当該雄子牛から採取した精液を輸出する場合
- ・ 精液の管理の委託を受けた者が、その管理する精液を未受精卵と混合する行為により受精卵を生産し、その受精卵を雌畜に移植する行為によって生じた子畜を第三者に譲渡する場合

※ なお、家畜の市場において、祖父の代の血統までを参考取引価格等が決定されることが一般的であるという市場慣行を踏まえ、二次派生物より先のひ孫牛などを生産する行為については「不正競争」として規定していない。

(2) 法第2条第3項第9号及び第13号（悪意・重過失の者による二次派生物の取得、譲渡等）

二次派生物についても、一次派生物と同様に、その取引においてその血統やこれまでの所有者、流通経路等を確認することは通常行われており、その関係者も依然として家畜改良事業者等に限られているため、その取引の安全性の確保との比較衡量の観点か

ら、悪意又は重過失の転得者による二次派生物の取得及びその後の譲渡等の行為についても「不正競争」として規定している。

＜「悪意・重過失の者による二次派生物の取得、譲渡等」に該当すると考えられる具体例＞

- ・ 二次不正使用行為により生産された孫牛であることを知って、それを取得し譲渡する場合
- ・ 二次不正使用行為により生産された受精卵であることを知って、それを取得し輸出する場合

おわりに

家畜の改良は、優秀な形質を有する個体の交配・選抜を繰り返し、より能力の高い家畜を生み出していくプロセスであり、このような畜産関係者の家畜の改良努力によって付加価値の高まった家畜遺伝資源は、まさに創造的な活動の成果であり、知的財産としての価値を有しているものである。

このような畜産関係者による更なる改良へのインセンティブを確保し、国全体での畜産の振興を図るためには、家畜遺伝資源が不適切に流通し、改良の成果を不正に利用した家畜の再生産が行われるような事態を防ぐ必要がある。

このため、家畜遺伝資源の不適切な流通等を防止し、その知的財産としての価値の保護を強化するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律を新たに措置したところ。

今後は、本ガイドラインの趣旨を基礎としつつ、各家畜遺伝資源生産事業者を始めとした家畜遺伝資源を取り扱う畜産関係者それぞれにおいて、本法についての理解を深め、家畜遺伝資源の知的財産としての価値の保護を行うための創意工夫を実践することが期待され、畜産関係者における本ガイドラインに沿った創意工夫により、本法の仕組みも活きることとなる。

家畜遺伝資源生産事業者その他家畜遺伝資源を取り扱う畜産関係者が一丸となり、先人たちの改良努力の成果である家畜遺伝資源の知的財産としての価値をしっかりと保護していくという高い意識を持って、家畜の改良に取り組んでいただけるよう、本ガイドラインがその一助となれば幸いである。